

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

分割するまでの遺産の管理

Q : 亡くなった父の遺産の中に、賃貸している土地や建物があります。分割が終了するまでの間、この遺産は誰が管理すればよいのでしょうか。

A : 相続人共同で管理することもできますし、相続人のうちの誰かを、あるいは相続人以外の第三者を管理人とすることもできます。

【解説】

分割するまでの遺産の管理は、相続人が共同ですることでもできますし、相続人間の話し合いで相続人のうちの誰かを、あるいは相続人以外の第三者を管理人として選任し管理させることもできます。また、家庭裁判所に管理人の選任を請求することもできます。

分割前の遺産を相続人が共同で管理する場合は、民法の共有の規定により各相続人は相続分の割合に応じて管理する権限を持つこととなります。

また、共同相続人の合意により相続人のうちの誰かを管理人に選任したり、相続人以外の第三者を選任して管理させる場合には、管理人は委任契約の受任者としての権利義務を有することとなります。善良な管理者としての注意義務を要求され、報告義務や受取物等の引渡義務などを負うこととなり、一方委任事務の処理に際して必要とする費用の請求権を有することとなります。

なお、遺産の管理費用は、相続財産に関する費用として相続財産から支出されることとなります。

